

教育の情報化の推進について

平成 27 年 7 月 31 日

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会資料

一般社団法人日本新聞協会

はじめに

我が国の民主主義を担っていく学生・生徒を育むために、新聞は不可欠の学習材です。現行の学習指導要領に新聞が指導すべき内容として記載されたのは、この重要性が広く社会に認識されているからだと存じます。一般の社会人にとっても、新聞の重要性は申し上げるまでもありません。

デジタル・ネットワーク社会の進展に伴い、様々な教育現場で ICT（情報通信技術）を活用した新聞記事の利用が広がっています。新聞各社は簡単な手続きによりご利用いただけるよう努めており、今後も紙と同様にデジタルでも新聞記事の利用促進を教育関係者のみなさま方と協力しながら進めてまいりたいと存じます。

1. ICT活用教育に関するライセンス等について

新聞各社では、記事などの複製を含め様々な形態の二次利用を求める教育機関、企業、団体、個人に対して許諾（ライセンス）を行っています。新聞記事の大半は法人著作であり、多くの場合、新聞社に電話やメールでご連絡いただければ可能な限り速やかに利用許諾を得ることができます。社外筆者による新聞記事など著作権が新聞社に帰属していない場合は、社外の著作権者をご紹介するなどの対応をしており、新聞記事などの流通システムは合理的に機能しています。

新聞各社の許諾は大別して都度利用に対する個別許諾と継続利用に対する包括許諾に分かれます。ICT活用教育に関する個別許諾の内容は多様で、例えば「デジタル教科書に掲載する」「新聞記事を含む講義映像を録画して異時送信する」「入試問題として利用した新聞記事を学校のサイトに掲載する」「学外で開催するシンポジウムに使用するため新聞記事をパワーポイントに変換する」です。新聞各社は一つ一つの申請に対し、その内容、目的等を踏まえて検討し、許諾する場合は有料もしくは無償でご利用いただいています。ご利用の希望は今後さらに多様化、増大すると思われ、新聞各社は柔軟に対応していきます。

一方、新聞各社は包括許諾として、有料の年間契約等による教育機関向けのデータベースサービスや新聞記事を利用したデジタル教材をご提供しています。データベースサービスは小学校、中学校、高校、大学、海外の日本人学校と広範にご利用いただいています。デジタル教材は、例えば、大学と契約し、学生と教職員が新聞のデジタル版とデータベースを利用できる商品があります。新聞各社は包括許諾についてご利用の拡大に努めています。

す。

個別許諾、包括許諾ともご利用いただく際には提供したデジタルデータが許諾の範囲を超えて拡散し、サーバー等に蓄積されることを防ぐため、条件を設けています。新聞社やご利用形態によって条件は異なりますが、例えば「データを電子媒体に複製しない」「使用するパソコンを限定する」「閲覧のみでダウンロードは禁止」「第三者への公衆送信の禁止」です。条件についてはご利用者の同意をいただいています。

2. 権利制限規定について

前述したように、新聞各社は今後もICT活用教育における新聞記事の利用促進に努力してまいります。ただ、デジタルコンテンツは紙のコンテンツに比べ、許諾なしに「拡散」「蓄積」が行われる危険性ははるかに高いといえます。

今年度の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会では「授業の過程における教材・参考文献や講義映像等の公衆送信について、リアルタイムのみならず異時のものについても権利制限規定の対象とする」「教育目的で教員や教育機関の間で行う教材等の共有（複製、公衆送信）を権利制限の対象とする」「MOOC（大規模公開オンライン講座）のような一般人向けの公開講座における教材・参考文献等や講義映像の公衆送信を新たに権利制限規定の対象とする」ことを検討するとうかがっています。もし、これらの権利制限が導入されますと、現行の著作権法35条に比べ、デジタル化された新聞記事を許諾なく利用できる対象が広がります。その結果、権利制限の対象外にもかかわらず許諾を得ずに「拡散」や「蓄積」が行われ、新聞記事に対する著作権侵害が現状よりも深刻になることを強く懸念します。

また、新聞各社は、刑事事件を報道した新聞記事について、ケースに応じ、時間の経過を踏まえて匿名化やデータベースからの削除といった人権上の配慮をしています。もし、上記の権利制限規定が導入されると、このような配慮の意味が失われるおそれがあります。

さらに、新聞各社はICT活用教育のためのデータベースサービスやデジタル教材提供の事業を行っており、年間契約等に基づく市場として成立しています。こうした新聞各社の事業に大きなダメージが生じるおそれもあります。

以上より、権利制限規定の導入に関しては、上記の懸念とおそれをご理解いただき、結論を急ぐことなく、慎重なご審議をお願い申し上げます。

以 上

教育の情報化の推進について (参考資料)

平成27年7月31日
一般社団法人日本新聞協会

教育の情報化の推進について

□はじめに

- 新聞は教育現場に不可欠
- 紙、デジタルの区別なく
新聞記事の利用を促進すべき

教育の情報化の推進について

□ 1. ICT活用教育に関するライセンス等について

- 新聞記事の大半は法人著作であり、新聞社が許諾可能
- 都度許諾、包括許諾とも合理的に機能
- 無許諾の「拡散」「蓄積」防ぐため、ご利用者の同意で条件設定

朝日新聞社の教育機関向けデジタルサービスの事例

朝日新聞社の二次利用の案内ページと申込書

朝日新聞社

ツイート おすすめ ● 新着購読お申し込み ● 広告費

会社ご案内 購読ご案内 主催イベント 賞・コンクール

記事や写真の転載・利用ご希望の方へ

朝日新聞記事・写真など、朝日新聞社の著作物を転載、利用するには、原則として(※)当社の許諾を事前に得ていただく必要があります。また、当社子会社である朝日新聞出版が編集・発行する出版物の記事・写真等に関する許諾業務も当社が代行します。お申し込み方法などは、下記の1~3をご参照下さい。

※著作権者の許諾を得ずに利用できるのは、著作権法に規定がある、私的使用のための複製や学校の授業での利用など特定の場合に限られます。代表的な例については「著作権について」をご覧ください。

- 記事などの利用について
- 写真・画像の貸し出し・利用について
- 企業・官公庁などでのクリッピングについて

朝日新聞関連商品・サービスのご案内

- 個人向けフォトサービス
- 朝日記念日新聞
- 朝日新聞のマイクロフィルム
- 賞金コンクール写真の特別価格での頒布のお知らせ

著作物(記事)利用申込書

株式会社朝日新聞社 データベース事業部 行
Tel 03-5541-8009 FAX 03-5541-8142 ※本社内は必ずご記入下さい。

1. 申込書(申込日 年 月 日)

申込会社	会社名	
ご担当者	所属 部署名	ご担当名
所在地	〒 -	
連絡先	TEL ()	FAX ()
	携帯電話	

※上記ご連絡先へご担当者様にお問い合わせ・お返事をさせていただきます。

※お申し込みいただいた方がご利用の主体は(出版物の発行元など)でない場合、この欄にもご記入下さい。

2. 利用希望情報(複数の場合は、別紙にて下記項目をまとめてご記入下さい)

利用著作物	○を付けて下さい 朝日新聞 週刊朝日・AERA 朝日新聞デジタル その他()		
その発行年月日	西暦 年 月 日	朝日新聞 週刊朝日	ページ
掲載日	URL	URL	ページ
その題名			
原稿のタイトル等			

3. 利用先

種類	○を付けて下さい 書籍・雑誌・冊子・CD-ROM・ビデオ・展示・ウェブサイト その他()		
タイトル・号数・URL			
発行日・期数	年 月 日(予定)期数	部(本)	
利用目的・目的	(方法)	(目的)	
(紙面よりスクリーン、テキスト入力など具体的な使い方もご記入ください)			

4. 利用促進等の取組実施状況 (1)の申込会社と同様の場合はその欄にご記入ください)

請求先住所	〒 -
請求先名称	
請求先電話番号	()

※利用される記事のコピー、利用方法を複数でもの(複数)とこの申込書の3表をご送りください。

2015/7/31

法制・基本問題小委・参考資料

5

産経新聞社の教育機関向けデジタルサービスの事例

産経Web-S 産経eテキスト The SankeiArchives

ログイン・お知らせ 産経Web-Sとは 産経eテキストとは The SankeiArchivesとは お申し込み Q & A

The SankeiArchives とは

産経新聞を自在に検索 図書館・教育機関向け記事検索サービス

The SankeiArchives

2014年11月5日 産経Web-S

51 産経Web-Sの検索機能について (2014年11月5日)

52 産経Web-Sの検索機能について (2014年11月5日)

53 産経Web-Sの検索機能について (2014年11月5日)

54 産経Web-Sの検索機能について (2014年11月5日)

55 産経Web-Sの検索機能について (2014年11月5日)

特長① 1992年9月からの産経新聞記事データを収録
検索対象データは1992年9月7日から現在までの東京本社発行の産経新聞朝刊・夕刊(東京夕刊は夕刊廃止のため2002年3月30日まで)最終版の記事データです。大阪本社発行の産経新聞朝刊・夕刊は1998年12月15日以降の記事が検索できます。(地方版は東京朝内版、大阪朝下版のみ収録されています。一部の記事は著作権などの関係上、収録されていません)

特長② 多彩な検索機能
キーワードによる全文検索はもちろん、紙面上の掲載面での絞り込みや、検索対象を「見出し」または「本文」から選択して検索することができます。また、「シェイクスピア」でも「シェイクスピア」でもヒットする「あまい検索」にも対応しました。

2015/7/31

法制・基本問題小委・参考資料

6

読売新聞社の二次利用の案内ページ（ヨミウリ・オンライン）と申込書

読売新聞社 知的財産担当
〒100-8055 東京都千代田区大手町1-7-1
TEL 03-6739-6991
(土・日曜、祝祭日、年末年始を除く午前9:30~午後5:30)
FAX 03-6746-8999

2015/7/31

法制・基本問題小委・参考資料

9

毎日新聞社の教育機関向けデジタルサービスの事例

利用対象	月額料金	年額料金
1 ユニバーシティ	24,000円 (税別)	288,000円 (税別)
2 デパート	8,400円 (税別)	99,120円 (税別)
3 デパート	6,000円 (税別)	72,000円 (税別)
4 小中学校	72,000円 (税別)	864,000円 (税別)
5 ユニバーシティ	84,000円 (税別)	1,008,000円 (税別)

2015/7/31

法制・基本問題小委・参考資料

10

教育の情報化の推進について

□ 2. 権利制限規定について

- 著作権侵害深刻化の懸念
- 人権上の配慮が無意味になるおそれ
- データベースサービス、デジタル教材提供等、新聞社の事業にダメージのおそれ

まとめ

結論を急がず、慎重な審議を要望。

ご清聴ありがとうございました。